

## 第1章

# 医学概論

## 1 医の倫理

### ■ 医療倫理

医療人はどうあるべきかを示したもの。

ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言など。

### ■ 臨床倫理

患者さんと家族と医療者側とがそれぞれの価値観を尊重しつつ患者さんにとって最善の対応を模索していくためのもの。

リスボン宣言（1981）はインフォームド・コンセント、セカンド・オピニオン、情報開示、尊厳死などに通じる概念が盛り込まれている。

#### リスボン宣言

序文  
原則

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 良質の医療を受ける権利 | 7. 情報に対する権利     |
| 2. 選択の自由の権利    | 8. 守秘義務に対する権利   |
| 3. 自己決定の権利     | 9. 健康教育を受ける権利   |
| 4. 意識のない患者     | 10. 尊厳に対する権利    |
| 5. 法的無能力の患者    | 11. 宗教的支援に対する権利 |
| 6. 患者の意思に反する処置 |                 |

### ■ 医学研究の倫理

医学研究者の倫理的規範を示す。

ヘルシンキ宣言（1964）はヒトを対象とする医学研究の倫理原則である。

### ■ 生命倫理

生命科学の進歩の過程で守るべき人間の行動規範であり、遺伝子治療や遺伝子組み換え、再生医療や生殖医療においても留意されるべきものである。

### ■ 患者の権利

#### ● インフォームド・コンセント

説明と同意と訳される。あらゆる医療行為の実施に当たり十分に説明を行い、医療行為への同意（選択）を得ること。

#### ● セカンド・オピニオン

直訳すると第2の意見。治療方針について説明を受けたのちに、その意見を唯一のものとしてずに別の医師・病院に意見を聞き最終判断をする場合など。

#### ● 緩和ケア

病気が診断された時から死を迎え、別れが訪れるときまで、疼痛やその他の症状を取り去り、精神的・社会的なサポートを行うことにより患者さんやその家族のQOLを改善すること。

## ●安楽死

死期が迫っている患者さんの耐えがたい苦痛を緩和・除去して苦痛の無い安らかな死を迎えてもらうことといえるが、患者さん本人の希望の有無にかかわらず、状況によっては殺人罪や自殺幇助罪に問われる場合もある。積極的な延命措置（心肺蘇生、人工呼吸器の装着など）を行わないまたは中止することにより、無理な延命を行わないことを消極的安楽死といい、患者さんの希望を受入れ致死的な薬物を手渡したり、投与するなどして死期を早める行為を積極的安楽死という。

## ●尊厳死

過剰な医療を避け「人間としての尊厳」を保ちつつ自然な死を迎えること。消極的安楽死にあたると論じられることが多い。

## ●リビングウィル

終末期を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておく文書。

## ●情報開示

患者さんは自らの医療情報を得る権利がある。また、症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。

## ■ 医療者の義務

## ●守秘義務

守秘義務については各種の宣言に記載されている。医療行為の過程において医療者側が患者さんの個人情報や漏洩し、患者さんのプライバシーを損なうことは慎むべきである。

## ●個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律で規定される。

## 2 医療の質の確保

## ■ 病院機能評価

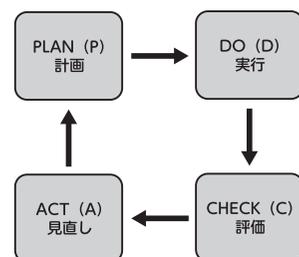
第三者機関により病院の機能を評価・認証してもらう制度。

## ■ PDCAサイクル

業務改善を目指すマネジメントサイクルの一つで、医療以外の業態でも使用されている。

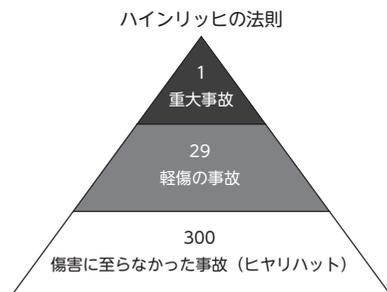
## ■ クリニカルパス

入院治療におけるその疾患の一般的な診療日程（予定表）のことである。当然、この予定から外れることもあるが、その原因を明らかにしその解決を目指すことによってより安全な医療が期待できる。



### 3 医療事故

医療現場で起きたすべての事故を医療事故といい、これは医療者側の事故も含まれる。医療過誤は医療者側が十分な注意や必要な措置を怠ったために起こした事故を指す。



### 4 医療安全管理

ヒトはミスをするものであり、機械は故障するものであるという認識をもち、絶対的な安全はないという前提で医療安全管理を考える。

- フールプルーフ

ヒトによるミスが起こりえない設計をすること。

- フェイルセーフ

エラーが生じないようなシステムを構築し、エラーが起こってもそれをカバーする対策を講じること。

### 5 医療廃棄物

医療廃棄物とは医療機関などで行った医療行為によって出される廃棄物のことである。特に感染性廃棄物の処理は他の廃棄物と分別し、バイオハザードマークをつけることが望ましい。医療機関から専門業者により排出され、処理される。



バイオハザードマーク

### 6 院内感染対策

- 標準予防策 (スタンダードプリコーション)

患者さんの感染の有無にかかわらず、湿性生体物質への接触が予想される全ての処置において手洗い・手袋・マスク・ガウンをするなど細やかな対応について規定されている。

- 感染経路別予防策

感染力の強い重篤な病態を引き起こす感染症患者を対象とする。空気、飛沫、接触3つに分けられて予防・対策される。

## 7 QOL

---

QOL (quality of life) は生活の質などと訳され、個人の価値観によって定まるものである。

## 8 チーム医療

---

チーム医療では医療者全員と患者さんはパートナーとして、チームとして診療に取り組む。